

◎新潟県告示第1059号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、次の医師は、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定による医師の指定を辞退した。

平成29年9月22日

新潟県知事 米 山 隆 一

氏 名	担当する 医療の種類	従事する病院又は 診療所の名称	所在地	辞退 年月日
富田 敏仁	内科	富田医院	見附市今町1-5-34	H29. 8. 18